

## 重要海域の抽出に関する専門家の意見収集

環境省の重要海域抽出検討業務では、専門家の方々からのご意見を収集しています。



### 専門家の意見を収集しています

環境省では海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資することを目的として、「重要海域」を抽出すべく作業をすすめています。このウェブサイトは、重要海域（の区域線）の作成に関して、各分野の専門家の方々（学術研究団体に所属しているの方々）から広くご意見を収集するためのものです。重要海域の範囲に関するご意見、生物分布の最新情報などを是非お寄せいただきたく、ご協力をお願いいたします。

下記に、解析結果を基にした重要海域の区域線を「[沿岸域](#)」「[沖合表層域](#)」「[沖合海底域](#)」と区分して表示しています。これらのファイルにアクセスいただき、重要海域の区域線（原案）に対するご意見（修正案および[回答票](#)）を[こちらまで](#)お寄せください。意見収集の期間は平成25年11月30日（土）までとさせていただきます。



### 重要海域とは

「重要海域」とは生物多様性の保全上重要度の高い海域のことです。生物多様性の保全上重要な場所を抽出することは、国際的にも国内的にもその必要性が確認されています。国際的には生物多様性条約（CBD）などで議論が進み、「[生態学的又は生物学的に重要な海域（EBSA）](#)」を抽出するための科学的基準が示され、世界各地で主に公海域を対象としたEBSA抽出のための地域ワークショップが開催されています。

国内でも海洋の生物多様性の保全に関する取り組みの推進が「海洋基本法」、「海洋基本計画」に明記され、環境省の「[海洋生物多様性保全戦略](#)」及び「生物多様性国家戦略2010（平成22年閣議決定）」には、海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資することを目的として、生物多様性の保全上重要度の高い海域（「重要海域」）の抽出を行うことが示されました。

### 環境省 重要海域抽出検討業務を開始

そこで、環境省では、平成23年度から3力年にわたって「重要海域」を抽出する作業（[重要海域抽出検討業務](#)）を進めています。重要海域を抽出するにあたっては、「[重要海域抽出検討会](#)」を設置し、[原則](#)や[抽出基準](#)を決定し、[様々な生物データ、物理環境データなど](#)を活用して[解析を行う](#)などし、業務を進めています。

重要海域は「保全施策に活用しやすい形で、適切なスケールで、一定の区域をもって抽出する」としていることから、平成25年度は、平成23、24年度の解析結果を元に、重要海域の具体的な区域線を作成することとしています（[詳しい検討経緯、解析結果はこちら](#)）。重要海域の区域線を作成にあたっては、各分野の専門家のご意見を収集・集約し、それらを参考に決定していく予定です。

このウェブサイトは、重要海域の区域線の作成に関して、各分野の専門家の方々から広くご意見を収集するためのものです。重要海域の区域線に関するご意見（具体的修正のご意見）、情報の提供（生物や環境の最新情報）などを是非お寄せいただきたく、ご協力をお願いいたします。

### 重要海域 区域線（原案）への意見の提出（お願い）

重要海域の区域線（原案）はあくまでデータの解析によって導き出された結果であり、データの不足や最新データの欠如、あるいは生態学的・生物学的な観点からの総合的判断は十分に反映されていません。そこで、重要海域抽出検討会にて決定した「[区域線作成のルール②](#)」に基づき、区域線（原案）について、①データの不足などから重要海域に含

まれるべきであるにもかかわらず含まれていない場所がないか、②種や生態系の分布などの変化で重要な場所が変化していないか、また③生物学的、生態学的な観点から総合的に判断して重要と考えられる範囲と一致しているか、などを専門的見地から検討いただき、修正のご意見をいただくというのが本ホームページの趣旨となります。

ご意見をいただきたい重要海域の区域線（原案）は「[沿岸域](#)」「[沖合表層域](#)」「[沖合海底域](#)」にそれぞれ分かれています。解析結果を基にした区域線（原案）は下記のそれぞれのファイルからアクセスください。大変恐縮ですが、修正のご意見は各PDFファイルを打ち出して、直接手書きなどで書き込みいただき、それぞれの修正について[回答票](#)とともに、[こちらまで](#)郵送、メールなどにてご意見をお寄せください。修正にあたっては、[区域線（原案）修正の作業手順（記入例）](#)をご参照いただけますようお願いいたします。

いただいたご意見は集約して[「重要海域抽出検討会」にて検討し](#)、重要海域に反映させていただきます。

## Contents

---

[重要海域抽出のための原則](#)

[重要海域の抽出基準](#)

[重要海域の解析手法](#)

[ご意見、個人情報の取り扱い](#)

[重要海域抽出検討業務について](#)

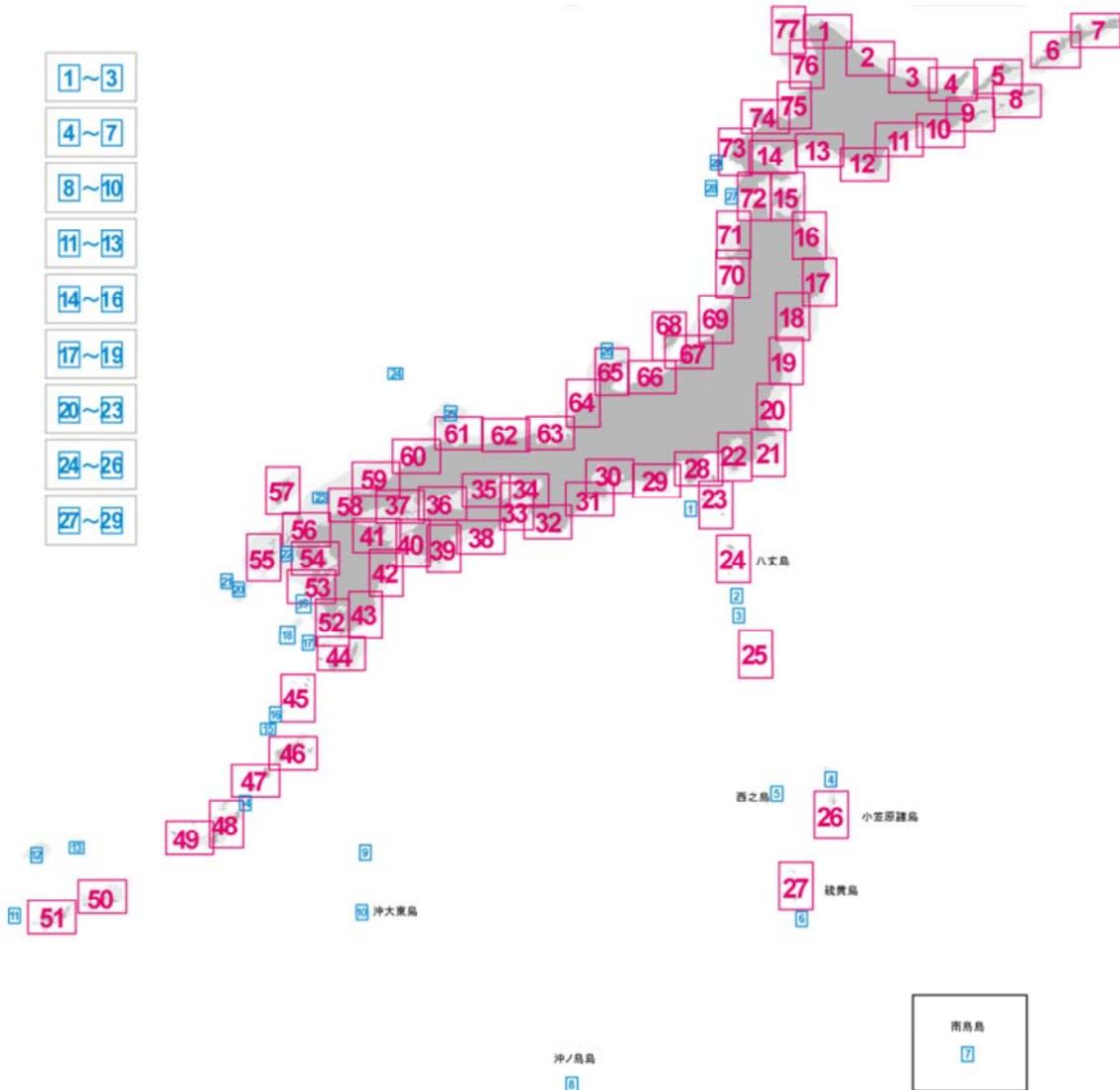
# 重要海域の抽出に関する専門家の意見収集

環境省の重要海域抽出検討業務では、専門家の方々からのご意見を収集しています。

[ホームへ戻る](#)

## 沿岸域における重要海域の解析結果と区域線（原案）

各海域番号をクリックすると拡大します。



[→ 沖合表層域における重要海域の解析結果と区域線（原案）](#)

[→ 沖合海底域における重要海域の解析結果と区域線（原案）](#)

[→ 回答票フォーマット](#)

修正ご意見には、その理由、根拠などを記述した回答フォーマットが必要になります。これが添付されていない場合は、区域線修正のご意見が反映されない場合がありますので、必ず添付の上、ご意見をお寄せください。

|                      |                           |             |  |
|----------------------|---------------------------|-------------|--|
| No. 【事務局用】           | <b>回答票 重要海域の区域線に関する意見</b> |             | <b>区域線(原案)修正作業の手順&lt;概要&gt;</b><br>※区域線(原案)修正の作業手順もご参照ください   |
| 区域線番号：               | 意見提出者のご氏名：                | ご所属（組織名）：   |  |
| 連絡先 電話：【<br>E-mail：【 | 】<br>】                    | ご所属の学術研究団体： | <b>区域線(原案)の修正について</b>  |
| 区域線を修正すると判断した理由：     |                           |             | <p>重要海域の区域線(原案)はあくまでデータの解析によって導き出された結果であり、データの不足や最新データの欠如、あるいは生態学的・生物学的な観点からの総合的判断は十分に反映されていません。</p> <p>重要海域に含まれるべきであるにもかかわらず含まれていない場所がないか、種や生態系の分布データなどの変動で重要な場所が変化していないか、また生物学的、生態学的な観点から総合的に判断して十分に実態に沿っているか、などを専門の見地から総合的に検討・判断いただき、区域線の拡張、縮小／削除、区域線の区分／連結などの修正を行ってください。</p>   |
| 判断の基礎とした情報の出典：       |                           |             | <p><b>回答票の記入について</b></p> <p>(1)区域線番号ごとに、回答票を作成ください。</p> <p>(2)区域線を修正した判断の理由をご記入下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 判断に用いた新しい情報（分布データなど）がある場合にはそれらを示して下さい（情報には論文や報告書など公表されたもののほか、専門家から提供される私信・目撃情報などを含みますが、物理環境データから推定される生物の分布など、推定は含みません）。</li> <li>● 「専門的な知見」によって判断された場合もその内容を具体的にご記入ください。</li> </ul> <p>(3)修正の判断の基となった情報について、その出典をご記入ください。<br/>(論文、報告書、私信の場合は情報の簡単な内容、おおよその日付など)</p> |

## 区域線（原案）修正の作業手順（記入例）

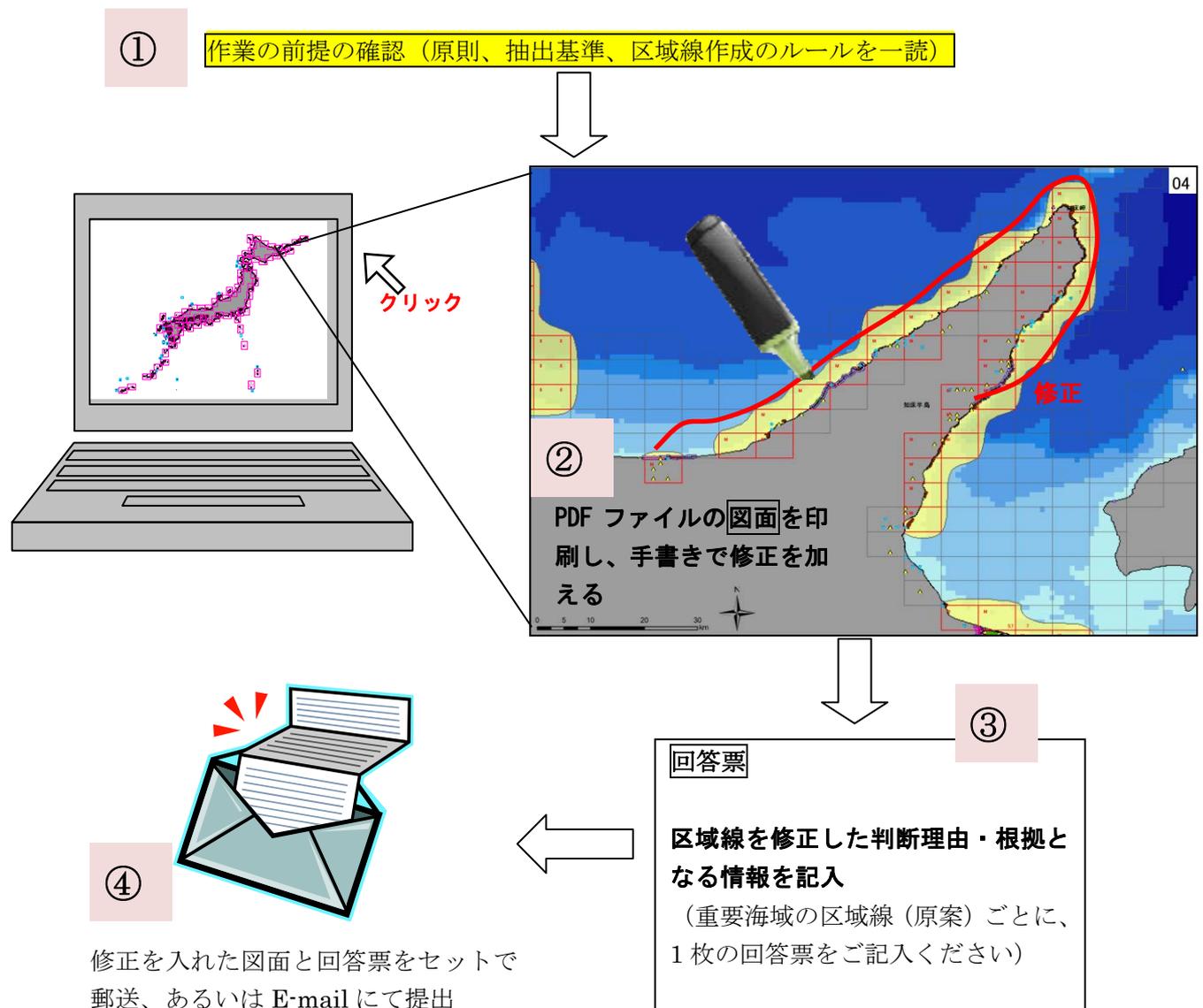
一財）自然環境研究センター

重要海域の区域線（原案）はあくまでデータの解析によって導き出された結果であり、データの不足や最新データの欠如、あるいは生態学的・生物学的な観点からの総合的判断は十分に反映されていません。

そこで、重要海域抽出検討会において決定した「区域線作成のルール」に基づき、区域線（原案）について、1) データの不足などから重要海域に含まれるべきであるにもかかわらず含まれていない場所がないか、2) 種や生態系の分布などの変化で重要な場所が変化していないか、また3) 生物学的、生態学的な観点から総合的に判断して重要と考えられる範囲と一致しているか、などを専門的見地から検討いただき、修正をお願いします。

### 修正作業のイメージと手順（記入例）

作業手順①～④に沿って「図面」と「回答票」をご記入いただき、事務局に送付してください。①～④の詳細については、次ページ以降をご参照ください。



## ① 作業のための準備

### 作業の前提となることからの確認

作業に先立って、作業の前提となる「重要海域抽出のための原則」、「重要海域の抽出基準」、「区域線作成のルール」を、<http://rakusa.sakura.ne.jp/kaiiki/gensoku.html> にてあらかじめご一読ください。また「重要海域の解析手法 (<http://rakusa.sakura.ne.jp/kaiiki/#pdf>)」も、ご参照ください。

## ② 区域線（原案）の修正

PDF ファイルの図面上に示された重要海域の区域線（原案）を修正してください（修正にあたっては、その判断理由や根拠となるデータを「回答票」に記述いただきます）。

区域線（原案）の修正の際は、海域の生態学的、生物学的な特徴を考慮し、物理環境に関する情報、ハビタット情報（藻場・干潟などの広がり、人工物等）、生物情報などの各種情報に基づいて、専門的な知見に基づいて判断を行ってください（区域線作成のルール②）。

なお、図面にはすでに解析に用いた種やハビタットの分布情報、水深や自然海岸などの物理環境情報が記載されています。これらの既記載情報に基づいて区域線（原案）を修正する場合と、修正をされる各専門家の方が、追加情報を用いて判断される場合があるかと思えます。追加情報により判断される場合は、その情報がどの基準に該当するかを判断理由・根拠データと一緒に明記ください。また、区域線（原案）を修正する際には、複雑になりすぎないようにしてください（例えば沿岸の場合は、汀線から5km程度をめどとしたり、水深線を参考とするなど（区域線作成のルール③））。

### ■ 区域線（原案）を拡張・新設する場合 ■

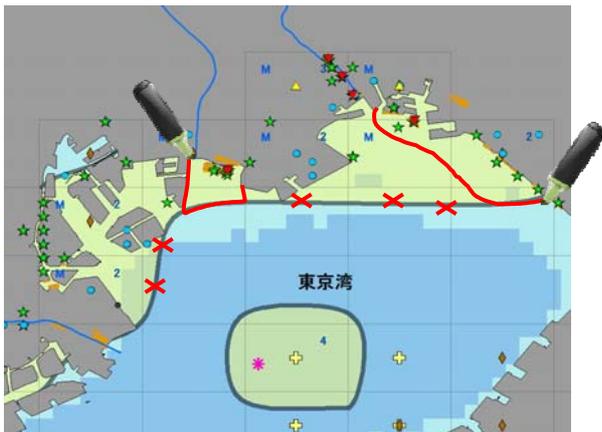


「区域線の拡張」とは、既存の区域線（原案）を当該区域の面積が大きくなるように修正することで、区域線（原案）どうしの連結を含みます。また、「区域の新設」は区域線で囲まれていない海域を新たに区域線で囲むことによって区域を設けることです。以下の場合などが考えられます。

- 図面の既表示情報が不足していることにより、または種や生態系の分布などの現状が変化したことにより重要海域に含まれるべきであるにもかかわらず含まれていない場所がある場合  
(例：絶滅危惧種Aの分布データは解析に用いられている（すなわち図面に表示されている）が、絶滅危惧種Bの分布データは用いられておらず、当該場所についてB種の分布を確認しているため、など)  
(例：絶滅危惧種Aの分布データが図面に表示されているが、近年、生息環境の改善により当該場所にも分布を拡大している、など)
- 生物学的・生態学的な観点から専門的知見により総合的に判断して拡張（連結）すべきだと考えられた場合  
(例：絶滅危惧種Cの分布を示すポイントデータは既に表示されているが、機械的にひかれた区域線（原案）では、この種の生息に最低限必要な範囲をカバーできておらず、この範囲をカバーするように拡大する必要がある、など)  
(例：区域線（原案）が離れて設定されているが、同一環境が一体的に広がっており一つの重要海域としてしなければ合理的でないと判断されたとき、など)

※同じ図面上に複数の区域を新設した場合には、その区域にご自身で適切な番号を付すなど、図面と回答票の間で区域の同一性が保たれるようにしてください。

## ■区域線（原案）を縮小する場合■



「区域線の縮小」とは、既存の区域線（原案）を当該区域の面積が小さくなるように修正することであり、「区域線の削除」すなわち区域線（原案）で示されている特定の区域の区域線を全て消すことを含みます。

以下の場合などが考えられます。

- ▶ 種や生態系の分布などの現状が変化したことにより、重要海域に含まれるべきではない場所が区域に含まれているため、新たな情報により区域線（原案）を縮小すべき場合  
(例：干潟の分布が画面上に表示されているが（すなわち解析に用いられているが）、この干潟は既に消失しており、他の基準にも該当していないので区域線を縮小する、など)
- ▶ 生物学的・生態学的な観点から専門的知見により総合的に判断して縮小すべきだと考えられた場合  
(例：絶滅危惧種 C の分布を示すポイントデータが画面上に表示されているが、C 種を含む当該海域の干潟生態系の一体性を考慮し、C 種の生態や当該海域が人工化されている現状を総合的にみると、機械的にひかれた区域線（原案）は、抽出基準 3 に照らして当該海域における C 種の生息に重要とはいえない海域も含んでおり、この海域を含まないよう縮小する必要があると判断される、など)

## ■区域線（原案）を分割させる場合■



「区域線の分割」とは、既存の区域線（原案）をその海域の生態学的、生物学的な特徴に応じて分ける区域線の修正を行うことです。

以下の場合などが考えられます。

- ▶ 当該海域の生態学的・生物学的な特徴から一体性のある海域とは判断できない場合  
(例：機械的にひかれた区域線（原案）では、当該海域の基盤となるハビタットや生物相などの環境の特徴（例えば藻場生態系が中心である場合と干潟が中心である場合など）が異なるため、区域線を区分する、など)

### ③ 回答票の記入（区域線（原案）を修正する理由・根拠の記入）

区域線（原案）を修正した根拠等を、下記の注意事項（1）～（4）に従って回答票にご記入ください。

（1）重要海域（区域に番号が付されています）ごとに、回答票を作成してください。

- ・一つの区域線（原案）の番号において複数の修正がある場合には、おそれいりますが、回答票の中で区別できるようにかき分けてください。
- ・どの重要海域についての回答票であるかは、最上段の記入欄に重要海域区域線（原案）の番号を記入して示してください。

（2）区域線（原案）を修正するにあたり総合的に判断をした理由、判断のプロセスとその根拠となった情報を、回答票の「**区域線を修正すると判断した理由**」の欄に記入してください。

- ・修正にあたって、判断に用いた新しい情報（分布データなど）がある場合にはそれらを示していただいた上で、できるだけ具体的に理由・判断プロセスをご記入ください。なお、情報には論文や報告書など公表されたもののほか、専門家から提供される私信・目撃情報などを含みます。情報は、原則として抽出基準 1～8 のいずれか 1 つまたは複数に該当している必要があります。ご記入いただいた新たな情報が抽出基準のいずれに該当していると考えられるかも、併せて示してください。
- ・ただし、「情報」とは現に認識された事実（物理環境、ハビタット、生物の分布等）であって、区域線を定める際に利用可能なものをいい、物理環境データから推定される生物の分布など、推定は含みません。

（例：解析に利用されていない絶滅危惧種 F の分布を○▲×※調査によって確認しており、この種が必要な産卵域半径○km 程度を考えあわせると区画線（原案）54-4 は拡張修正するのがよいと考えられる、など）

- ・また環境現状が変わっていることを示す情報についても根拠となる情報源などをご記入ください。

（例：当該海域は 200X 年～201X 年の○※▼港湾工事によって干潟が消滅しており、この干潟に分布していた絶滅危惧種 E も生息が確認されない、など）

- ・図面に記載の情報に基づき「専門的な知見」によって判断された場合はできる限り、その内容を具体的にご記入ください。なお、「専門的な知見」とは、情報を正しく理解するために必要な専門家としての知識や経験を指します。

（例：区画線 54-6 に生息している絶滅危惧種 G は、産卵は干潟であるが幼生の際は近くの藻場で採餌して成長するなどの生態系間の連続性が重要であるから、54-6 内にある干潟と 54-6 の隣で区域線に含まれていない藻場の場所も一体的にとらえる（区域線を拡張する）方がよいと考えられる、など）

（3）修正の判断の基となった情報について、その出典を「**判断の基礎とした情報の出典**」の欄にご記入ください。

- ・図面に記載されていない新たな情報により修正の判断をされた場合は、その情報の出典（論文、報告書、私信の場合は情報の簡単な内容、おおよその日付など）をご記入ください。
- ・図面記載の情報（例：藻場・干潟などの分布範囲や種の分布情報など）が変化している場合などについても最新情報の出典などをご記入ください。

（4）その他、回答票の記入については以下についてご注意ください。

- ・回答票（ワードファイル）をご記入の際は、必要に応じて、記入欄を拡大するなどページ数を増やしてご記入ください。手書きの場合は複数枚になるかと思いますが、その際は区域線の番号を記載して判断がつきやすいようにしてください。
- ・出典の既存の資料をご提供いただく方がお手数がない場合などには、その資料を別添としてご送付いただければ幸いです。

## ④ 修正案のご提出

下記の2通りのパターンにて修正された図面および回答票をお送りください。

### E-mail の場合

[marine2013@jwrc.or.jp](mailto:marine2013@jwrc.or.jp) 宛へ手書き修正した図の PDF あるいは jpeg ファイルおよび回答票（ワードファイル）、（必要に応じて根拠論文など）を送付ください。

※E-mail 添付の容量は 5Mb を目安にお送りください。大きい容量の場合は、お手数ですが、複数回に分けて送付いただくか、オンラインストレージなどを使用して送付いただけますと幸いです。なお、オンラインストレージをご使用される場合はパスワード設定が可能なものをお送りいただけますようお願いいたします。

### 郵送の場合

〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7 TEL: 03-6659-6332

（一財）自然環境研究センター 第2研究部 重要海域担当 池田／須藤 まで修正した図、回答票をご郵送ください。

※送付にかかる費用は当方で負担いたします。着払いなどをご送付ください。

### ■ご意見、個人情報の取り扱い■

お寄せいただきましたご意見に関連する個人情報は、適切に管理し、漏えい、滅失の防止及び是正に努め、第三者への提供、開示等は一切いたしません。

個人情報以外の重要海域の修正にかかるご意見などの情報については、重要海域の検討に資するものとして活用させていただきますが、希少種や絶滅危惧種の分布情報、非公開データなどの情報については、同様に第三者への提供、開示等は一切行わず、適切に管理いたします。